

答 申 書

2 0 2 6 年（令和 8 年） 4 月 2 0 日

桑折町長 高橋 宣博 殿

桑折町情報公開審査会
会 長 紺 野 明 弘
同委員 上 床 悠
同委員 佐 藤 勇 太

第 1 審査会の結論

桑折町長（以下「実施機関」という。）が、令和 6 年 1 0 月 3 1 日付でおこなった情報部分公開決定（6 桑総第 4 2 3 号）及び情報不存在決定（6 桑総第 4 2 0 号）について、当審査会は以下のとおり判断する。

- 1 「町事業の民営化でなく事業者が独自に認定こども園を開設するものだ」との議会答弁を行うに至ったことに関する文書につき、「2 0 2 1 桑折蚕糸跡地利活用について」と題する事業者作成の計画書（以下「本件計画書」という。）を開示した実施機関の判断は相当である。
- 2 実施機関が審査請求人に対し、令和 3 年 6 月 2 4 日の桑折町議会全員協議会で町長が「保育所等の民設民営化の方向に進む」と答弁するに至ったことに関する文書につき、不存在とした実施機関の判断は、理由付けは不相当であったが、結論は相当である。

第 2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和 6 年 1 0 月 2 日付で、桑折町情報公開条例（平成 12 年条例第 29 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対して、プロポーザル公募方式による蚕糸跡地利活用事業に関するすべての文書と記載のうえ、別紙記載の文書の開示を求める公文書開示請求をおこなった。
- 2 実施機関は、上記請求に対し、令和 6 年 1 0 月 3 1 日付で開示可能な文書は開示をするとともに、情報部分公開決定（6 桑総第 4 2 3 号）及び情報不存在決定（6 桑総第 4 2 0 号）をおこなった。
- 3 具体的には、別紙 1 ③の文書（事業者の企画提案は「町事業の民営化でなく事業者が独自に認定こども園を開設するものだ」との議会答弁を行うに至ったことに関する文書）に関しては、本件計画書を開示するとともに（以

下「本件処分1」という。)、別紙3⑥の文書(令和3年6月24日の桑折町議会全員協議会で町長が「保育所等の民設民営化の方向に進む」と答弁するに至ったことに関する文書)に関しては「保育所等の民設民営化の方向に進む」との発言はしていないことから不存在とする決定をした(以下「本件処分2」という。))。

- 4 審査請求人は、本件処分1及び2を不服として、令和7年1月8日付で、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- 5 実施機関は、令和7年4月17日付で弁明書を提出した。
- 6 実施機関は、条例第21条の規定により、令和7年4月28日付で、当審査会に諮問をおこなった。
- 7 諮問後の審査会の処理経過は以下のとおりである。

令和7年	6月	3日	審議
同年	7月	24日	審査請求人から反論書提出
同年	7月	28日	審議
同年	10月	27日	審議
同年	12月	15日	審議
令和8年	2月	16日	審議
同年	3月	27日	審議

第3 審査請求人の主張

審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

- 1 別紙1③の文書に関しては、事業者の企画提案は「町事業の民営化ではなく事業者が独自に認定こども園を開設するものだ」との議会答弁を行うに至ったことに関する文書についての開示を求めたものである。開示文書は「保育所等の町事業民営化の企画提案」のものであった。よって、当該請求文書の提出を求める。
- 2 別紙3⑥の文書に関しては、「保育所等の民設民営化の方向に進む」との発言はしていないことから不存在とされたが事実と相違する。議会事務局保管の音声データには、その発言内容が存在し、当該請求文書を不存在とする理由はない。よって、当該文書の提出を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

- 1 別紙1③の文書に関しては、情報公開請求書には、審査請求人が公開を求める情報は「事業者の企画提案は『町事業の民営化ではなく事業者が独

自に認定こども園を開設するものだ』との議会答弁を行うに至ったことに関する文書」であると記載されている。

公募型プロポーザルにおいて事業者から提出された企画提案については事業者独自のものであることから「事業者の企画提案は『町事業の民営化ではなく事業者が独自に認定こども園を開設するものだ』との議会答弁を行うに至ったことに関する文書」と認められる。

審査請求人が公開を求める情報について、条例第12条第1項に該当する文書は、公募型プロポーザルにおいて事業者から提出された企画提案である。

以上から、審査請求人に対しては、本件計画書の開示決定処分をおこなったものであり、原処分に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されることが適当である。

2 別紙2⑥の文書に関しては、審査請求人が公開を求める情報は「令和3年6月24日の桑折町議会全員協議会で町長が『保育所等の民設民営化の方向に進む』と発言するに至ったことに関する文書」であった。

情報公開請求に対し、上記議会全員協議会において「保育所等の民設民営化の方向に進む」との発言はしていないことから、情報不存在を決定し通知したものである。

本件処分において情報不存在決定通知書で公文書が存在しない理由として「保育所等の民設民営化の方向に進む」との発言はしていないことから不存在としており、実施機関において当該情報を保有していないことから、公開請求に対する措置として条例第12条第2項に該当すると判断し、審査請求人に対し、情報不存在処分を行った。

以上より、原処分に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されることが適当である。

第5 審査会の判断

1 第3、1に対して

(1) 前提事実

桑折町においては、「福島蚕糸跡地」町有地活用事業を実施するにあたって、公募型プロポーザルを実施することとした。

プロポーザル実施にあたっては、桑折町まちづくり推進課において令和3年3月24日に「『福島蚕糸跡地』町有地利活用 公募型プロポ

ーザル実施要領」を作成、公開し、プロポーザルの応募申込書の提出期限は同年5月12日と定められた。

上記プロポーザルに対しては、3事業者から応募申し込みがあり、同年5月26日に3事業者からの提案内容の説明を受けたうえで、同日開催の審査委員会（会長は副町長であり、総務課長、総合政策課長、産業振興課長、こども教育課長を構成員とする委員会）において、最優秀者を株式会社いちい、社会福祉法人松葉福祉会を選定し、優秀者にフレスコ株式会社、株式会社ハシドラッグを選定した。

同年6月3日には、審査委員会において最優秀者として選定した提案内容（以下「本件提案」という。）について、有識者（桑折町都市計画審議会会長外6名）から意見聴取がおこなわれ、その結果、外部委員からは、最優秀者の提案内容は町の方針と整合しており妥当との結論が出された。

同年6月4日には、政策会議が開催され、同会議において、審査委員会の決定のとおり、最優秀者を株式会社いちい、社会福祉法人松葉福祉会とすることが決定された。

同年6月8日には、基本協定締結式が開催された。

(2) 令和3年6月24日開催の桑折町議会全員協議会について

令和3年6月24日、桑折町議会全員協議会が開催された。

同議会全員協議会における協議事項は、福島蚕糸跡地利活用についてであり、同議会全員協議会における〇〇〇〇〇〇〇〇の保育事業について「本町においてはこの公営と民営、両立していこうという考えをもっているのか」との質問に対し、町長は「今後保育所の事業については、やはり、民設民営に一本に切り替えていくということも、これは、当然視野に入れていきたいと思っております。」「今後この工程表を拝見しますと3年程度は今後かかるだろうという中で、経過措置を踏まえながら、民設民営のほうに切り替えていきたいという思いは持っているところであります。」との答弁をおこなった。

(3) 令和4年9月桑折町議会定例会について

令和4年9月桑折町議会定例会において、〇〇〇〇〇〇は「町長にお伺いをいたします。私の一般質問に対して、この幼保連携型認定こども園の企画提案を行った認定こども園事業者、松葉福祉会は、民営化の提案を行ったのではなくて、自らが民営事業としてこれを桑折町

で行うと、そういう趣旨の提案を行ったと、こういうふうに説明をされました。このことについて、訂正する何物もございませんでしょうか。」と質問したところ、町長は「ただいま議員が申しあげましたように、訂正するところはありません。」と答弁をした。

(4) 本件提案の内容について

審査請求人は、本件提案内容は町事業の民営化提案であったと主張したうえで、本件提案が町事業の民営化ではなく事業者が独自に開設する提案であるとした町長答弁が事実と相違することを認めることを求めている。

上記(3)における町長答弁は、松葉福祉会が、自ら民営事業を桑折町でおこなう趣旨の提案であったことを認めた内容となっている。

そこで、本件提案が町事業の民営化提案であったと言えるかについて検討をすることとする。

本件提案は、福島蚕糸跡地においてスーパーマーケット事業及び保育事業を営むことを内容としている。

そして、保育事業については「幼保連携型認定こども園として教育・保育を一体として取り組みます」としたうえで、保育園事業のコンセプトを示している。

しかしながら、本件提案においては、町の事業をどのようにするかについては触れられておらず、町の保育事業を民営化する趣旨の記載までは認められない。

令和3年6月24日の桑折町議会全員協議会において町長が私見とはいえ「今後保育所の事業については、やはり、民設民営に一本に切り替えていくということも、これは、当然視野に入れていきたいと思っております。」と答弁したことは、町の保育事業を民営化する方針が同時点で決定されており、本件提案もそれに基づくものとの誤解を与えかねない答弁ではあるが、関係証拠を確認する限りは、上記のとおり、本件提案が町事業の民営化提案であったと認めるまでには至らない。

よって、本件提案内容を町事業の民営化提案と断ずることはできない。

町長においては、令和4年9月桑折町議会定例会において、「事業者からの企画提案は町事業の民営化ではなく事業者が独自に認定こども園を開設するものだ」との議会答弁をおこなっているところ、本件提

案は、公募型プロポーザルにおいて事業者が独自に企画提案をおこなったものであることからすれば、本件提案は「事業者からの企画提案は町事業の民営化ではなく事業者が独自に認定こども園を開設するものだ」との議会答弁を行うに至ったことに関する文書と認めることができる。

よって、事業者作成の計画書（以下「本件計画書」という。）を開示した実施機関の判断は相当であり、本件処分1は相当である。

2 第3、2に対して

- (1) 第5、1(2)において述べたとおり、令和3年6月24日開催の桑折町議会全員協議会において町長は「今後保育所の事業については、やはり、民設民営に一本に切り替えていくということも、これは、当然視野に入れていきたいと思っております。」「今後この工程表を拝見しますと3年程度は今後かかるだろうという中で、経過措置を踏まえながら、民設民営のほうに切り替えていきたいという思いは持っているところであります。」との答弁をおこなっている
- (2) かかる答弁は、私見とはいえ「保育所等の民設民営化に進む」との趣旨と捉えることも十分可能である。
- (3) よって、実施機関において、「保育所等の民設民営化の方向に進む」との発言をしていないとの理由で、情報不存在を決定し通知したことは不相当である。
- (4) もっとも、保育所等の民設民営化に進むとの趣旨の発言については、同時点においては町長の私見に基づく発言であり、同発言の根拠となる資料も存在しない。
- (5) したがって、実施機関が情報不存在と判断したことは相当ではあるが、その理由については「『保育所等の民設民営化の方向に進む』との発言をしていない」と断ずるのではなく、「『保育所等の民設民営化の方向に進む』との趣旨と捉えうる発言は認められるが、同発言は私見であり、同発言に至ったことを示す文書については不存在」と判断するのが相当であったと思料する。
- (6) 以上より、本件処分2については、情報不存在とした実施機関の判断は、理由付けは不相当であったが、結論は相当である。

以上